

福島市有料老人ホーム設置運営指導指針一部改正 新旧対照表

(新)	(旧)
福島市有料老人ホーム設置運営指導指針 第1章～第6章 (略) 第7章 既存建築物等の活用の場合等の特例（サ高住を除く） 1～2 (略) <u>3 戸建住宅等（延べ面積 200 ㎡未満かつ階数3以下）を有料老人ホームとして利用する場合においては、在館者が迅速に避難できる措置を講じることにより、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</u> <u>4</u> (略) 第8章 (略) 第9章 有料老人ホーム事業の運営 1～3 (略) 4 個人情報の取り扱い 2の名簿及び3の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（<u>個人情報保護委員会</u>・厚生労働省）」を遵守すること。 5 業務継続計画の策定等 一 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な	福島市有料老人ホーム設置運営指導指針 第1章～第6章 (略) 第7章 既存建築物等の活用の場合等の特例（サ高住を除く） 1～2 (略) 新設 <u>3</u> (略) 第8章 (略) 第9章 有料老人ホーム事業の運営 1～3 (略) 4 個人情報の取り扱い 2の名簿及び3の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（<u>平成29年4月14日</u>・厚生労働省）」を遵守すること。 5 業務継続計画の策定等 一 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措

措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。

また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

二 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他の設置者との連携等により行うことも差し支えない。

三 (略)

6～8 (略)

9 医療機関等との連携

一 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。その際、入居者の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めること。

二 当該有料老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

三 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、

置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。

二 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

三 (略)

6～8 (略)

9 医療機関等との連携

一 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。

新設

新設

当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

四 入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該有料老人ホームに速やかに入居させることができるよう努めること。

五～九 （略）

10～11 （略）

第10章 サービス等

1～3 （略）

4 （略）

一～四 （略）

五 二から四までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

当該担当者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

六 （略）

5 （略）

6 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性

新設

二～六 （略）

10～11 （略）

第10章 サービス等

1～3 （略）

4 （略）

一～四 （略）

五 二から四までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

六 （略）

5 （略）

6 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

<u>の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。</u> 7 (略) 第11章～第12章 (略) 第13章 契約内容等 1～5 (略) 6 一～二 (略) <u>三 入居募集に当たり、有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者（以下「情報提供等事業者」という。）と委託契約等を締結する場合は、次の事項に留意すること。</u> <u>イ 情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合には、例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。また、上記のような手数料の設定に応じないこと。</u> <u>また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。</u> <u>ロ 情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましいこと。</u> <u>また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介</u>	7 (略) 第11章～第12章 (略) 第13章 1～5 (略) 6 一～二 (略) <u>新設</u>
--	---

護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の３団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。

７～９ （略）

第１４章～第１５章 （略）

第１６章 電磁的記録等

１ 作成、保存その他これらに類するもののうち、市指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本、その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（２に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２ 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、市指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

第１７章 （略）

７～９ （略）

第１４章～第１５章 （略）

第１６章 電磁的記録等

１ 作成、保存その他これらに類するもののうち、市指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本、その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（２に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁器的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２ 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、市指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁器的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

第１７章 （略）